番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
1	A	「その技術や伝統は、現在の中小企業にも受け継がれて」とあるが、熱い気持ちが伝わらない。技術、技能であったり、熱い思いなど、人の部分の継承が表現できないか。 また、当時の功績が、世界にも通じる日本の技術、産業のけん引になっているとも考えられるのでは。	条例前文で、技術、技能、熱い思い等を含めて「ひとづくり」と表現しています。 またあわせて同前文で、我が国の近代化をリードした旨記載することで、当時の功績に触れています。
2	С	「県や市町をはじめ中小企業支援機関は、…役割を分担しつつ連携協力して …」とある。条例のない現時点でも、誰もが頭では理解していることだと思うの だが、現実的には、同じようなセミナーや講演会、講習会が、各機関で企画立案 され実施されている。 条例の制定後に、いかに現実的な連携をやっていけるのかが課題である。	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。
3	С	< 関係機関等の連携 > 「連携・協力して一体的な支援を行うよう」と、その通りだと思うのだが、どのようにすればよいのか、具現策がすぐには思い浮かばない。情報連絡の在り方も含め、企画立案時からの連携が必要に思う。実行における条文の統一した理解が求められる。	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。
4	E	<字句について> 経営革新と経営改善の字句が使われている。使い分けている意味が読み手にう まく伝わるのかが不安。	「経営革新」、「経営改善」の字句は いずれも広く一般的に使用されている ため、こちらの意図は伝わると考えて います。
5	В	小規模企業振興基本法の制定・施行を踏まえて、基本法に基づく小規模企業振興を十分に盛り込んだ佐賀県中小企業振興条例の制定を望みます。可能であれば平成26年4月1日に三重県が制定した三重県中小企業・小規模企業振興条例と同様に「佐賀県中小企業・小規模企業振興条例」の制定を求めます。	小規模企業者を含む、多くの中小企 業者にメッセージが伝わるよう、「佐 賀県中小企業・小規模企業振興条例」 として整理しました。

番号	反映 区分		御意見への対応
6		小規模企業振興基本法が平成26年6月に制定され、小規模事業者に特化した、事業の持続的な発展を図ることを目的とした法律ができました。制定以後、嬉野市商工会は市議会議員さんにお願いして、嬉野市議会への働きかけを行っており、今般の市議会に於いて、佐賀県中小企業振興条例(仮称)制定に向けた、嬉野市の対応について質問をしていただいています。市の回答は検討段階の佐賀県が制定となれば、市も制定に向けた検討をしなければならないのではと回答されたとのこと。小規模企業の振興を盛り込むため、中小企業・小規模企業振興条例(仮称)と併記し、小規模事業者への配慮する名称も提言している。 まだ、わからないことも多く、今後も詳細については市議会議員さんと検討していく必要があると思われる。	県と市町は対等な関係であり、市町によって状況は異なるため、県の条例に市町の役割を規定することは考えていませんが、県が条例を制定することで、各市町において、より積極的に中小企業振興に取り組まれる契機になるとともに、各市町においても条例の制定に向けた議論が深まることを期待しています。
7	Α	中小企業を支援するためには、役割と仕組みをわかりやすく、関係者が理解して進める必要があり、そのためには、規定される条例の構成内容について、中小企業者、支援者とも納得した内容になる必要があると考える。それには、県が中心に策定したものを関係者に推進させる形でなく、条例の骨子作りから関係者で議論し、関係者が条例づくりに参加し、内容を共有して進める必要があると考える。そのためには、作成段階から、県、市町、関係団体、企業等の実務担当者による条例内容の検討や意見交換の場を多く持ち、条例内容に反映させる必要があると考える。なお、支援する役割分担についても、財政力やマンパワーの把握、小規模事業者の実態把握調査なども必要と考える。また、現在、商工会や商工会議所が進めている経営発達支援計画やその他事業との関係も整理し、調整して作成する必要があると考える。上記の内容が整理され、条例が制定されれば、関係団体の既存事業も見直し等を行い、体制整備を図っていくことが必要となる。	県はこれまで、商工団体や関係機関との意見交換を随時実施してきたところであり、今回のパブリック・コメントも広く県民の皆様から意見をお聞きし、条例を作っていきたいという考えから実施しています。 今後とも幅広く意見交換をさせていただき、施策の検討をしていきたいと考えています。
8	В	中小企業の大部分を占める小規模企業者が自身へのメッセージであると受け止めていただくためにも条例の名称に是非、中小企業・小規模企業と表記していただきたい。	小規模企業者を含む、多くの中小企 業者にメッセージが伝わるよう、「佐 賀県中小企業・小規模企業振興条例」 として整理しました。

番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
9	D	市町の役割・連携を規定することで、地域の特性に応じた取り組みをより効果 的に実施することができると思います。	市町によって状況は異なるため、それぞれの市町において、それぞれの役割があると考えています。 その中で県と市町の連携は重要と考えており、「(6)関係機関等の連携」の中で規定しています。
10	D		商工団体への入会については、各団 体の自発的な活動を通して促進が図ら れるものと考えています。

番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
11	C	管内の中小企業・小規模企業から以下のような現状問題等に関する意見を頂きましたので、施策への反映に努めていただきたい。・人手不足、とくに職人と呼ばれる専門職が足りていない。また、若い世代を育てようとしても長続きしない。職人の地位向上が必要であると実感している。(建設業)・地域の個店が激減する中、買い物弱者に対するサービスは、福祉としての取り組みとなっている。(小売業)・働き方改革が叫ばれる中、24時間営業については規制する必要がある。(小売業)・寿司職人・板前の高齢化が深刻であり、職人不足と技術継承の難しさを実感している。(飲食業)・贈答・土産商品として地域プランド品の開発・育成に期待している。(小売業)・自治体の随意契約が横行しており、新たに参入する機会さえいただけないので、透明性の高い取引を行って欲しい。(小売業)・自治体の随意契約が横行しており、新たに参入する機会さえいただけないので、透明性の高い取引を行って欲しい。(小売業)・・小規模企業では求人しても、若者が集まらないため高齢者を多く受け入れているが、生必要である。(製造業)・・小規模企業では求人しても、若者が集まらないため高齢者を多く受け入れているが、年金受給の兼ね合いもあり労働時間を制限され困っている。(建設業、小売業)・価格競争が激しさを増す中で、適正価格での取引が行われるよう期待したい。(小売業)・小規模企業でも頑張っている、輝いている企業はたくさんある。そのような小規模企業でも頑張っている、輝いている企業はたくさんある。そのような小規模企業でも頑張っている、輝いている企業はたくさんある。そのような小規模企業を県が認定し、地元自治体と一緒になって、その企業を利用促進する制度があれば良いのではないか。(サービス業)	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。
12	С	この種の条例が、単なる精神論に終わらないようにするために、振興条例に基づく施策の推進状況を含め、一定の期間(3年ないし5年)に評価をするシステムを導入していただきたい。	御意見の趣旨を踏まえ、附則において「この条例の規定については、条例の制定後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と規定しました。

番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
13	С	小規模事業者は、新規の設備投資はもちろん、耐用年数が経過した設備の更新に対する投資もままならない状況である。そこで、設備の更新に対する投資にも 支援できるよう施策を設けていただきたい。	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。
14	С	急激な少子化、高齢化、人口減少社会の中、地域産業においても「空洞化」懸念も高まり、地域社会が成り立っていくのか有効な手だてを打てるのか、産業界においては小規模事業者を軸に産業の振興を常に考えていただきたい。	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。
15	С	中小企業振興条例の推進に当たり、中小企業(小規模事業者)の声を聞く「会 議等」の設置をお願いしたい。	県はこれまで、定期的な企業訪問調査により事業者の意見を直接伺うとともに、商工団体や関係機関等を通じて事業者の意見を把握しているところです。このような様々な機会を通じて中小企業者の皆様の御意見を伺うことは大変重要なことで、本条例においても中で企業者の意見の施策への反映について規定することとしています。今後を通じてような考えの下、様々な機会を通じてような考えの下、様々な機会を通じてような考えの下、様々なとしています。
16	С	目まぐるしく変化する社会環境、更にはグローバル化の中、4年に一度の条例 見直し規定の導入をお願いしたい。 「育てる条例」	御意見の趣旨を踏まえ、附則において「この条例の規定については、条例の制定後5年を目途として、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」と規定しました。

番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
17	D	中小企業支援機関の役割として、地域経済社会(人材育成含む)を担う商工 会、商工会議所の位置付けの明確化をお願いしたい。	商工会議所の位置付けにつよる いては、「商工会及び商工会議所の位置付けによ 「商工会及び商工会議所の を選出を 等で明確にされています。 一方で多様化・する中小企業 の課題に対応するためには、 商工会議所のみならず、金融機関の を表する を表する を表する での課題に対応する の課題に対応する の課題に対応する の課題に対応する の課題に対応する の課題に対応する の課題が求め を表表援機関の を表表援機関の を表表した。 このため、金融機関等 をいます。 このため、金融機関等 を表表していま を表表を表表していま を表表していま を表表していま を表表を表表していま を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表
18	D	中小企業振興条例の中に、支援機関でなく具体的に商工会・商工会議所を明記 していただきたい。連携する機関等は支援機関(その他の認定機関等)	商工会議所の位置付けについては、「商工会及び商工会議所の位置付けによる。 「商工会及び商工会議所の位置付けによる。 「商工会及び商工会議所で関する法律に関するでのまます。 「方で多様化・する中小企業の課題に対応するためには、商工会議所のみならず、金融機関の連携した支援が求められています。」にのため、商工会・でのよる。 でのため、商工会・でのよりでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
19	D	県の条例の中に、各市町等との連携の項目で、「協力を要請する」でなくもうちょっと 産業競争力法の法律の背景もあり、各市町での取組についても、協力の要請の 文字でなくもっと強め? 各市町版の条例をつくり、一丸となり財政面ふくん で取り組むの文言を入れてほしい。	市町によって状況は異なるため、それぞれの市町において、それぞれの役割があると考えていますが、県が条例を制定することで、各市町において、より積極的に中小企業振興に取り組まれる契機になるとともに、各市町においても条例の制定に向けた議論が深まることを期待しています。
20	В	基本方針の中で、 経営革新、創業、円滑な事業承継等、中小企業者の新たな取り組みを促進すること。の中に、販路開拓、ものづくりを入れてほしい。 経営革新、販路開拓、ものづくり、創業、円滑な事業承継等、中小企業者の新たな取り組みを促進すること。	ご意見を踏まえ販路開拓を追加しました。 なお、ものづくりについては、産業 技術力の強化について既に規定してい ます。
21	С	佐賀県は幕末期、もともと長崎県だったものを、当時の佐賀市周辺の偉人達のご努力によって「佐賀県」を設置いただいたと理解しています。それから150年、今の佐賀県人は、偉人達のレール上を当たり前のように生活しているため「佐賀には何も無い」「田舎」と自分達で発してしまっています。当条例を糧に、佐賀の良さを売り込むため、・良い農産物を、オーバー(過大)に宣伝し県外へ販売していく・有田の陶磁器や諸富家具など、佐賀県の主要産業を重点的に販売していく・多々ある観光名所を、オーバー(過大)にPRするなどおこない(その場合、折角の地域資源の縄張り意識を外す事も重要)、結果「聞く程、大した事無かった」と言われてでも、PRすべきと思います。よた、将来を担う子ども達が、自分達佐賀県に対し誇りが持てるような教育や、佐賀県内で働きたくなるよう、教育界(特に小学校・中学校)も巻き込めたらと思います。以上ですが、当条例の運用面では、佐賀県内中小企業振興はもちろん、各種団体や業界などの利害を調整する拠り所として、そして佐賀県の統一ルールの一部として施策に反映いただけたらと願っています。	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。

番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
22	A	佐賀県中小企業振興条例を制定されることは望ましいことと考えます。2014年11月の国会で「まち・ひと・しごと創生法」と「地域再生法の一部を改正する法律」の地方創生関連二法が可決・成とました。これは、人口減や雇用減に苦しむ地方自治体の活性化を目ざすこととされており、全国の自治体におい、それに基づく「総合戦略」も策定されています。これらは、地域内の産業に関する事項のみならず、地域経済及び地域社会の活性化並びに地域住民の側に関する事項のみならず、地域経済及び地域社会の活性化並びに地域住民の向上を目的としたものです。そこで、小規模企業振興基本法が制定され、我々の支援的立場に立つ商義をにとっては、国として、我々の使命が明確化されたと同時に我々のわしながきたいのの産業を観たときて受け人れが明確化さいるよりないでが、各市町においてものの産業を観たときて受け入れが明確と呼ばります。「産業を観たときて受け入れがしまり、「次産業が変も増し、た条例は農業にと質県産業振興条例)」とも受け入れやすいものと推測します。「何故なら、地域の持続性を担保するためには自立的経済基盤の確立が必要です。そのためには、地域の産業が変革を続け、厚みを増し、た新しても受け入れやすいものと推測します。でも関連を担保することにより、地域の持続性を担保するためには自立的経済基盤の確立が必要です。そのためには、地域の産業が変革を続け、厚みを増近し、一ても関連を関連を表している。「は組みを構築すること、なります。このには、自立により、は、日本により、は、日本により、は、日本により、自立によりにより、自立により、自立によりにより、自立によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	佐賀県において、第1次産業との連 携は重要なものと考えており、基本理 念 と基本方針 にも農林水産業との 連携を規定しています。

番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
23	O	【佐賀県中小企業振興条例の制定に期待すること】 働き方改革に対する支援 働き方改革関連法案が平成31年4月に施行されるとの見通しがあり、法が求める同一労働同一賃金を一律且つ早急に求められれば、地方の小規模零細企業経営を圧迫する危険性が大きい。小規模零細事業所に照準を合わせた助成措置が必要。 空き店舗対策 大町町の商店街では空き店舗率が30%近くになっており、今後も後継者不在等の課題もあり増加傾向にあります。商店街の景観上或いは機能性上もこれ以上の空き店舗はまちを侵食する大きな脅威となっています。この問題は全国どこでも同じ状態であると思われます。空き店舗のリニューアル、或いはリノベーションを促す施策を期待します。 空き店舗のリニューアル、或いはリノベーションを促す施策を期待します。 空き店舗のリニューアル、或いはリノベーションを促す施策を期待します。 事業承継 本管内商工業者で後継者或いは後継予定者が決まっているところは50%に満たない状況です。事業承継がスムースに進むための事業承継計画の周知(必要性と効果)を図るべく施策を期待します。 創業支援 商工業者の減少に歯止めをかけるための施策の一つとして創業者支援制度を期待します。 農業の新規就農者に対する各種助成制度のような施策を期待します。	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。
24	В	平成26年6月20日に「小規模企業振興基本法」が成立、6月27日に公布されたことを受けて、以下を要望します。 条例の名称を「佐賀県中小企業・小規模企業振興条例」としてほしい。 本文中も「中小企業・小規模企業」「中小企業者・小規模企業者」としてほしい。 本文中も「中小企業・小規模企業」「中小企業者・小規模企業者」としてほしい。 い。 基本理念・基本方針に小規模企業振興策を盛り込んでほしい。 小規模企業に関する記述については「特に小規模企業・・・」「なかでも小規模企業・・・」と言った表現にしてほしい。	小規模企業者を含む、多くの中小企 業者にメッセージが伝わるよう、「佐 賀県中小企業・小規模企業振興条例」 として整理しました。

番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
25	А	中小企業の中でも経営基盤の弱い小規模事業者への支援を明確するなどの配慮 をしてほしい。	県の施策の推進に当たっては、小規 模事業者の持続的発展に資するよう配 慮すること及び中小企業支援機関は 県、市町及び他の中小企業支援機関と 連携し、小規模企業者の支援を行う旨 規定しています。
26	С	地域の経済団体として小規模事業者への支援を行っている商工会の位置づけ や、商工会の役割が発揮できるよう財政的基盤強化にも配慮してほしい。	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。
27	А	制度融資を円滑活用の意味から見直して、融資の条件に「(国保を含めた)税 の完納証明書の提出」を撤廃して頂きたい。	国の保険要件上、納税証明書の提出 が必要とされている資金はあります が、県制度融資は、基本的には納税証 明書の提出は不要としています。
28	С	助成制度などの事業者に対する窓口は、主に商工会、商工会議所となっているが、全国組織である民主商工会を「地域の業者を代表する団体」として意見窓口として頂きたい。	県は、商工団体や関係機関と随時意 見交換を実施してきたところであり、 今後とも幅広く意見交換をさせていた だき、より良い施策を作っていきたい と考えています。
29	С	私たち中小業者の商売が成り立つように、家族従業者の働き分を認め、低利・無保証人の自治体の融資制度などを充実させて、「商売していてよかった」と実感できるような社会制度作りにつながる条例をお願いします。	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。

番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
30	В	経営基盤の脆弱な中小企業については、「ヒト、モノ、カネ、情報」といった経営資源のすべてを自社単独で備えることは非常に難しい状況にある。このため中小企業においては、持続的経営において共通する課題を抱える企業同士が一定の組織、いわゆる事業協同組合等を組織し、経営資源をいわば共有しながら多くの課題を乗り越え事業展開を実現している。 佐賀県内では、佐賀県中小企業団体中央会にそうした組合組織が約300組合加盟し、各組合会員総数としては、佐賀県内事業所の過半数を超える約2万社・者となっているところである。 今後、人口減少が急速に進展し、国内市場が確実に縮小していく中では、新製品、新サービスといったこれまでの延長線上にない取組、いわゆる第4次産業革命に対応した取り組みが、県内中小企業においても求められてくるのは言うまでもない。こうした取り組みでは、これまでに経験したことのない課題に直面することが予測され、そうした課題にこそ悩みを共有できる者同士の連携が重要となる。こうした取り組みでは、これまでに経験したことのない課題に直面することが予測され、そうした課題にこそ悩みを共有できる者同士の連携が重要となるとともに連携組織となる協同組合等に関する役割・支援に関しても規定されることを要望します。	ご意見のとおり、人口減少による人 材不足に対応するためには、事業協同 組合等の連携組織が行う事業の共同化 を含め、生産性の向上が不可欠である ため、基本方針に明記しました。
31	В	県内中小企業においては、大企業にとっては容易に乗り越えられる環境変化であっても、脆弱な経営基盤に悩む中小企業にとっては、経営危機に直面するほどの変化となるものである。 中小企業支援に当たっての基本方針においては、中小企業における経営基盤の充実強化に対する支援を柱の一つとして位置づけられることを要望します。	基本方針の一つとして、「中小企業 の経営基盤の強化を促進すること」を 規定するよう整理しました。
32	D	条例がより実効性をもつには、いかに県内各地域の中小零細企業者の実情や要望を反映した施策が講じられることが肝要となると思われる。 したがって、県レベルで中小企業振興条例を制定するだけでなく、各市町に「地域振興・中小企業振興条例」を制定するよう積極的な指導を行うことを、県の役割として規定されることを要望します。或いは、「市町の役割」といった条文を明確に規定されることを要望します。	市町によって状況は異なるため、それぞれの市町において、それぞれの役割があると考えていますが、県が条例を制定することで、各市町において、より積極的に中小企業振興に取り組まれる契機になるとともに、各市町においても条例の制定に向けた議論が深まることを期待しています。

反映区分A:計画等と同趣旨のもの、B:計画等の修正を行ったもの、C:計画等の推進の段階で検討するもの、D:計画等の修正が困難なもの、

E:計画等に関する感想や質問であるもの

番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
33	D	金融機関においては、企業の経営努力、経営方針、経営計画等の事業性評価を 適正に判断し、融資等が実行されるべきである。また、融資実行後においても、 きめ細かなフォローアップ支援や情報提供が必要である。 こうした観点から、中小零細企業に対する金融機関としての役割を明確に規定 されることを要望します。	多様化・高度化する中小企業の課題 に対応するためには、商工会・商工会 議所のみならず、金融機関等の様々な 支援機関の連携した支援が求められて います。 このため、商工会や商工会議所のみ ならず、金融機関等も含めて中小企業 支援機関の役割として規定していま す。
34	В	昨今の廃業率が開業率を上回っている現状に鑑み、支援機関の役割において、中小企業者の経営の改善及び向上を図るための取組に加えて、「創業の促進」というような内容を盛り込んでいただくよう要望します。	支援機関の役割において、創業及び 円滑な事業承継の促進を規定しまし た。
35	A	資料の2ページ目に条例制定の背景について記載がございます。 その中ほどに陶磁器に関する記載がございます。 昨年4月に肥前窯業圏が日本遺産に認定され、国が磁器の始まりは佐賀県であることを認定しています。 日本遺産の制度自体や肥前窯業圏の日本遺産認定については、まだまだ認知度が低い状況です。是非、「日本遺産に認定された」などの言葉を活用いただけたらと思います。	佐賀県が日本磁器の始まりであることは誇るべきことであり、伊万里・有田焼を含む伝統産業は本県の資源として有効に活用する必要があります。 そこで、条例前文において「世界に冠たる伊万里・有田焼」と表現することとしています。
36	А	前文を付けるべき 条例制定の背景が条例の前文になると理解しています。 それを前提にしますと、 中小企業の県地域経済において果たしている、雇用、生産等における大きな役割、 いっぽう、中小企業がゆえに社会経済、技術の変化に、個々の企業では対応が困難である、 したがって、中小企業の自発性を基本としながらも官民の連携した支援が必要である。という構成になると思われるが、 に述べた記述が弱い気がします。県民の総意に基づいて施策を実施するためにもここを強調することが必要と思われます。	中小企業は、地域経済はもとより、 県民生活や地域社会を支える重要な役 割を担っており、そのことは条例前文 にも記載することとしています。
37	В	中小企業振興条例であるが、中小・小規模企業の振興には大企業や中堅企業の 役割もあると考えられ、大企業や中堅企業の定義は必要ないか?	中小企業の振興にあたっては、大企 業との連携も必要なことから、ご意見 を踏まえ、大企業との連携について規 定しました。

番号	反映		御意見への対応
шЭ	区分	<u> </u>	□忘光 、♡スプル゚
38	Е	商工会、商工会連合会となっているが同一組織ではないのか。別組織として支援活動を行い、個別に財政措置が取られるのか。 別組織と捉えるのであれば商工会議所、商工会議所連合会と記入する必要はないか。	商工会と商工会連合会は商工会法に おいて、別組織として規定されている ことから各々規定することとしていま す。
39		中小企業支援機関の中に士業は入れなくて良いか? 「県内に事務所等を有するもの」で網羅してあるということだと思うが、下から4行目の認定支援機関をうたったところに入れるべきではないか?	中小企業支援機関は、組織的に企業 支援を行っている団体や機関と考えて います。
40	C	~ 経営革新や生産性向上、人材育成等を促進して行くとあるが、観光振興に関する方針は必要ないか。特に訪日する「外国人」旅行者を県内へ誘致するため、佐賀県を理解してもらい、外国人がまた来ようと 思ってもらえるような地域づくりが求められている。	基本方針では、中小企業者のベースとなる活動について、規定しています。 いただいた御意見は、中小企業者の活動をもとにした取組の一つとなるため、今後の施策検討・実施の際の参考とさせていただきます。
41	Е	(2)の用語の意義の中で、第21条の規定により認定を受けた銀行 その他金融機関とある。 しかし(4) で独立して金融機関とあるが、機能的に区別して捉えるのか。 また(6)の関係機関等には、記載されていない。金融機関の役割を中小企業支援機関とするならば、(4) の金融機関は必要ないのでないか。	(2)の用語の意義の金融機関と、 (4) の金融機関とは、用語の意義に 規定した金融機関と同義であり、区別 はしていません。 また、(6)の関係機関等では、中 小企業支援機関の中に金融機関を含め ています。
42	С	「具体的な施策の方向性」という表現だが、何にでも適用できるように、また 解釈の幅を広げておくためとの意図は分かるが、もっと具体的な「メニュー」の 表記も必要と感じる。	本条例は、中小企業振興に係る基本 理念及び基本方針を中心に規定するこ ととしており、具体的な支援策につい ては、施策の実施段階で検討すること としています。

番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
43	O	具体的メニューの表記が必要。 実際に事業者から次のような声が大きく挙がっている。 人材確保 ・地元や都市部の学校に対する地元企業の情報発信の強化 (就職担当の教員等へ発信していく) ・外国人登用のための環境整備(条件緩和等) ・外国産業界との連携のための行政支援 ・女性の就業機会の確保策 ・高齢者の積極活用 人づくり・人材づくり・後継者育成に力を入れる 入札価格の見直し ・実情に合わせた入札価格の設定 ・入札予定価格が引きすぎ、企業衰退に繋がる IT導入支援 事業拡大のため既存の商工業施設隣接地周辺の開発規制の緩和 物流円滑化のためのインフラ整備の推進 事業承継の推進	本条例は、中小企業振興に係る基本 理念及び基本方針を中心に規定することとしており、具体的な支援策につい ては、予算化に向けた議論や施策の実 施段階で検討することとしています。 いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。
44	С	県との意見交換の場(円卓会議など)を設けることが必要と思う。 経済状況はめざましく変わるため、行政と現場との意見交換の場を定期的に設 け、事業者の声を肌で感じ取って欲しい。	県はこれまで、定期的な企業訪問調査により事業者の意見を直接伺うとともに、商工団体や関係機関等を通じて事業者の意見を把握しているところです。 このような様々な機会を通じて中小企業者の皆様の御意見を伺うことは大変重要なことで、本条例においても中、企業者の意見の施策への反映について規定することとしています。今後もこじて事業者の皆様との意見交換を行っていきたいと考えています。

番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
45	С	中心市街地の活性化を盛り込むべき 条例(案)の骨子を見る限り、個別企業の「経営革新、創業、円滑な事業継承 等」にとどまっているような気がします(そうでなければ問題ありません が・・。)。 中小商店が集中している中心市街地においては個別商店の努力だけでなくエリ アマネジメントを含むまちづくりの視点が重要だと思われます。 また、そこにこそ、条例に佐賀県らしさを出す「後発の優位性」を付加するこ とができると考えます。	いただいた御意見は、今後の施策検 討・実施の際の参考とさせていただき ます。
46	С	中小企業の振興の為に実施する具体的な施策に、「外国人」就労について追記は必要ないか。 人手不足により外国人の受け入れが進んでいる。環境整備が必要と思われる。	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。
47	D	(7)中小企業者の努力 変化に対応して 変化に対応するため	中小企業者の取組は変化への対応だけが目的ではなく、「経営の改善及び向上」を図っていただきたいと考えているため、「変化に対応して」と規定しています。
48	В	(7)中小企業者の努力 向上に努めるものとする 向上に努め経営基盤の強化を図る。	「経営基盤の強化」は基本方針の規定に追加しました。また、ここでいう、経営の改善及び向上には経営基盤の強化も含まれているため、ここの規定はこのままとしました。
49	A	条例制定の背景で中小企業に発展に向けて新たな取組みが求められている。具 体的な求める姿を示してはどうか。	条例の前文において、「その地域に 根差した多様な事業活動を通じ、地域 の雇用や経済はもとより県民生活や地 域社会そのものを支える」と記載して おり、これが中小企業に求める姿であ ると考えています。
50	D	商工会、商工会議所との連携を保ち、事業所の状況を把握して支援活動が円滑に進むよう事業者に入会を求めるべきではないか。また、誘致企業の入会も地域 貢献として求めるべき。(岩国市の条例に前例あり) 条文の例:事業者は、地域の商工会、商工会議所へ入会するよう努力するもの とする。	商工団体への入会については、各団 体の自発的な活動を通して促進が図ら れるものと考えています。

番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
51	В	(8)中小企業支援機関の役割 向上を図るための 向上を図る	「向上を図る」と修正しました。
52	A	(8)中小企業支援機関の役割 積極的に 持続的な発展のために 中小企業支援機関に求められる持続的な発展としてはどうか。	中小企業支援機関の役割は、持続的 な発展だけではなく、成長発展の支援 も含まれていることから、中小企業者 の経営の改善及び向上と規定していま す。
53	В	(8)中小企業支援機関の役割 記載場所を「(5)県の役割」の次に移動したほうがよい。	記載場所を県の役割の次に移動しま した。
54	Α	(10)施策への反映は、「(5)県の役割」の中に統合出来ないか?	施策への反映は、県の姿勢を示すも のであるため、役割とは別に条立てし ています。
55	Α	(11)財政上の措置は、「(5)県の役割」の中に統合出来ないか?	財政上の措置は、県の姿勢を示すも のであるため、役割とは別に条立てし ています。
56	С	創業者や後継者支援のための継続的な補助金新設が必要ではないか?	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。
57		中小企業振興計画(仮称)の策定を規定すべき。 専務理事会での説明では県の総合計画の記述で十分ということであったが 男女共同参画基本計画は同じく総合計画に載っているにも関わらず、単独計画として策定されています。 これは単に法律上の規定からやむなく策定されたものではなく、ある事項について、体系的、総合的に一覧性を有した計画の存在意義があることからだと思います。 中小企業振興についても、総合計画においては「豊かさ好循環の産業 さが」、「文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが」、「自発の地域づくり さが」に分散しています。中小企業振興についても他の計画と同様に体系的、総合的に一覧できる計画を策定すべきだと考えます。 条例案7/11 にも「県は・・・施策を計画的かつ総合的に推進する」という規定があります。	本県では、中小企業振興に関する施策は、総合計画の中に位置づけて取り組んでいます。 また、その施策の体系ができるだけ分かりやすく御覧いただけるよう、公表の在り方などを検討していきます。

	反映		
番号	区分	御意見の内容	御意見への対応
58	E	全体的に抽象的な表現が多いと感じる。産業労働部の扱いであれば、もう少し 「産業に特化」したような表現も必要。	中小企業を取り巻く環境が急速に変化している現代において、あらゆる産業・分野において連携していくことが必要と考えています。そこで、本条例は産業分野に限らず幅広く規定することとしています。
59	В	入会を含み、誘致企業、大企業、中堅企業の役割条文を入れるべきではない か。	中小企業の振興にあたっては、大企 業との連携も必要なことから、ご意見 を踏まえ、大企業との連携について規 定しました。
60	С	理念に偏った条例になると内容が抽象的になりがちな為、具体性を持った、条 例制定効果に繋がる内容として欲しい。	経済は常に変化するため、条例で具体的な中小企業振興施策を定めることはせず、中小企業振興に係る基本理念及び基本方針を中心に規定することとしており、具体的な支援策については、予算化に向けた議論や施策の実施段階で検討することとしています。
61		幅広い経済界と県との意見交換の場を設置する旨の規定を盛り込むべき本条例が真に中小企業の振興に貢献するものになるかどうかは、いかに中小企業を巡る状況をリアルに把握して施策に反映させるかにかかっている と考えます。このため年に1回程度、県幹部と経済界との意見交換の場を設置する規定を設けられることを提案します。 条例案11/11にも「中小企業者の実態把握や意見聴取を行い」規定してあり、それを具体的な姿で示すことは中小企業者を有期づけることになると考えます。 飯塚市は同様の規定を平成29年4月の条例改正によって設置しています。	県はこれまで、定期的な企業訪問調査により事業者の意見を直接伺うとともに、商工団体や関係機関等を通じて事業者の意見を把握しているところです。 このような様々な機会を通じて中小企業者の皆様の御意見を伺うことは大空重要なことで、本条例においても中、企業者の意見の施策への反映について規定することとしています。今後もこのような考えの下、様々な機会を通じて事業者の皆様との意見交換を行っていきたいと考えています。

番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
62	В	5/11 に中活法に基づく「まちづくり会社」を明記すべき。明記されている NPOより、よりオーソライズされている法人である。	まちづくり会社を含む中心市街地活 性化協議会との連携の促進について、 基本方針に規定しました。
63	С	建設関係の下請けや孫請けに対しての請負金額がきちんと見合うような入札にし てほしい。書類の煩雑さを解消してほしい。	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。
64	С	税金が高すぎる 市民税関係	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。
65		町づくりのためにも後継者を充実させることが大事。そのためにも封建的な「家制度」の名残である所得税56条の廃止に賛同してほしい。第63回国連女性差別撤廃委員会から日本政府に対し「所得税法の見直しを検討することを求める」勧告がなされており、2015年に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画において所得税法の見なおしが盛り込まれました。 佐賀県内では、唐津市、鳥栖市、神崎市が意見書を採択しています。	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。
66		助成金申請のお知らせなどを一部の商工会議所の会員さんだけに案内するのではなく広く知らせてほしい。相談する場も知らせて欲しい。また、情報を得ようとインターネットで検索し見るが文章だけでは理解しにくいので、説明を聞く機会がほしい。そういう機会も増やしてほしい。	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。
67	С	職員の直接訪問による中小商工業者の悉皆調査をしてほしい。そのことが小規模の業者にとって励ましにもなると思います。	県はこれまで、定期的な企業訪問調査により事業者の意見を直接伺うとと事業者の意見を把握しているところです。 このような様々な機会を通じて中小企業者の皆様の御意見を伺うことは中小企業者の意見の施策への反映について規定することとしています。今後もこのような考えの下、様々な機会を通じて事業者の皆様との意見交換を行っています。

番号	反映 区分	御意見の内容	御意見への対応
68	С	県全体で約450億の経済波及効果をもたらした住宅リフォーム助成制度の復活、魅力ある地域づくりにつながる商店リニューアルへの助成をしてほしい。建設業界でも若手が育っていない。人材不足です。実際従業員を捜しています。後継者育成にもつながります。	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。
69	С	国保も社会保険料も高いので、払いやすい金額にしてほしい。	いただいた御意見は、施策検討・実 施の際の参考とさせていただきます。